

くんねっふ 議会だより

国保税値上がりが予想されるが町の対応は **195号**
一般質問 ④ページ



— スポーツセンター閉館事業 —
未来へつなげ! ソフトバレーボール大会
アリーナで参加者が記念撮影

も	9月定例会で審議した議案	②ページ
く	視察研修報告	⑫⑬ページ
じ	議会基本条例研修会	⑭ページ
	議会の主なうごき/あとがき	⑯ページ

一般会計 1,876万円を補正

平成29年度各会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

一般会計(第5号)

歳入歳出予算に1,876万9千円を追加し、総額を51億1,001万5千円としました。

■歳出内容

- 庁舎等維持管理事業
(PCB処理業務) 74万6千円を追加
- 町有林管理事業
(機械借上料) 77万3千円を追加
(林道補修用原材料) 191万7千円を追加
- 賦課徴収事業
(還付金及び還付加算金) 70万円を追加
- 自立支援サービス事業
(国庫支出金等返還金) 638万円を追加
- 臨時福祉給付金事業
(国庫支出金等返還金)
327万2千円を追加
- 児童手当支給事業
(国庫支出金等返還金)
163万7千円を追加
- 環境保全対策事業
(CO2排出削減促進事業業務)
274万4千円を追加
- 農業後継者育成事業
(農業後継者育成事業補助金)
40万円を追加
- 農業交流センター等管理運営事業
(修繕料) 20万円を追加

国保会計(第1号)

歳入歳出予算に1,270万9千円を追加し、総額を9億8,840万9千円としました。

■歳出内容

- 後期高齢者支援金拠出金
32万円を減額
- 前期高齢者納付金
4千円を追加
- 老人保健医療費拠出金
1千円を減額
- 老人保健事務費拠出金
1千円を減額
- 介護納付金
44万5千円を減額
- 国庫支出金返還金
991万円を追加
- 退職医療交付金返還金
356万2千円を追加

後期高齢者医療会計(第2号)

歳入歳出予算に20万8千円を追加し、総額を7,605万9千円としました。

■歳出内容

- 賦課徴収費(通信運搬費)
3万円を追加
- 保健事業総務費(健康診査助成金)
17万8千円を追加

条例の制定等

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更

原案可決

構成団体について名称の変更に伴い、規約を変更しました。

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

原案可決

構成団体について名称の変更に伴い、規約を変更しました。

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

原案可決

構成団体について名称の変更に伴い、規約を変更しました。

◆町道路線の廃止及び認定

原案可決

若葉町線道路整備に伴い、本路線の終点が変更になることから、既路線を廃止し、新たに町道認定しました。

◆スポーツセンター等解体工事請負契約の締結

原案可決

スポーツセンター等解体工事請負契約を久島工業(株)と締結することについて決定しました。

○契約金額 1億7,647万2千円

◆財産の処分

原案可決

町有林生産素材を物林(株)に販売することに決定しました。

○契約金額 2,157万8,400円

人事案件

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

原案同意

平成29年12月22日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員に大正寺信雄さん(緑丘・再任)、岩城道尚さん(旭町・再任)の

2名を選任することに同意しました。

任期は、平成29年12月23日から平成32年12月22日までの3年間となります。

◆教育委員会委員の任命

原案同意

平成29年9月30日に任期満了となる教育委員会委員に仁木義人さん(旭町・新任)を任命することに同意しました。

任期は、平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間となります。

認定

◆平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定

原案同意

平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

原案同意

◆平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

◆平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

原案同意

◆平成28年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

原案同意

◆平成28年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

原案同意

平成28年度一般会計、国保会計、後期高齢者会計、介護保険会計、水道会計、水道会計の決算認定を「決算審査特別委員会に付託」しました。

◆決算審査特別委員会の構成

委員長 余湖 龍三
副委員長 河端 芳恵
委員 西山由美子
委員 須河 徹

◆決算審査特別委員会の審査日程

11月1日～11月8日の5日間(土日・祝日を除く)

報告

◆平成28年度財政健全化及び経営健全化の比率

報告了承

平成28年度財政健全化及び経営健全化の比率について、8月2日に監査委員から関係調書の審査を受け、8月10日付で「健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎事項書類については、いずれも適正に作成されていることを認めます。今後とも各種事業、給付事業等の実施が継続されていくこととなりますので、一層財政運営に配慮し、健全化継続を望みます」との意見があったこと、この報告がありました。

□財政的援助団体の監査結果報告

報告了承

監査委員から平成28年度に係る財政的援助団体の監査の結果、「補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます」との報告がありました。

○監査対象
・訓子府町商工会
(8月2日実施)

□出納検査結果報告

報告了承

監査委員から、7月から9月までの一般会計、特別会計及び水道事業会計について例月出納検査を実施した結果、出納事務は適法に行われ、異状ないとの報告がありました。



一般質問

7名の議員が町長、教育長等に一般質問を行いました。

国保税値上がりが予想されるが町の対応は

町長 ▼ 被保険者負担が急激に増すことのないように



西森議員

西森 全道的に各自治体で、国民健康保険税が上がる懸念があるとの話がありますが、本町でも同様の心配が考えられます。国保税の値上がりが予想される場合、町としてどのような方策を考えますか。

町長 都道府県化により、保険税は国のガイドラインにより、将来的に保険税水準の統一を図ることとされています。北海道においては、所得水準や医療費水準の地域差が大きいといった特殊性から、可能な限り激変が生じない

よう調整しながら保険税の平準化を進めます。本町において保険税が現状より高くなることが見込まれ、影響を心配しているところであります。新制度に向けた保険税率については、北海道から示される確定納付金と標準保険税率を根拠に設定すること

になります。現行の保険税率に少しでも近づけ、被保険者の負担が急激に増すことのないよう北海道との協議を踏まえながら保険者として訓子府町国民健康保険運営協議会で審議いただき決定していきたいと考えています。

道の駅設置の構想は

町長 ▼ 今後の検討課題とさせていただきます

西森 町の活性化、農業振興、観光客誘致などの面から、さらに高速道路が整備され、近隣市町村に先駆けて将来に向け本町に道の駅設置を考えるべきではないですか。

町長 本町では数年前

に商工会を中心に勉強会や誘致に向けた動きがありましたが、運営主体、冬期間の特産品販売品目、加工製品の開発や食事の提供などの課題も多く出されました。そのような経過から道の駅の施設を整

備するだけでなく、立地環境が整っていること、何よりも明確なビジョンや経営戦略をもった運営主体がなければ道の駅設置は困難であり、今後の検討課題とさせていただきます。

議会用語三二解説

□開会・散会・閉会□

開会は、議会を開いて法的に活動できる状態にすること。

散会は、議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じること。

閉会は、会期の最終日に定例会や臨時会日程を終了すること。

・議会のホームページにも主な議会用語を掲載しています。

<http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/gikai/>

本町の危機管理体制は

町長 ▼ 国民保護・防災計画等を基に体制を構築



河端 議員

河端 年々、大雨や集中豪雨・地震などこれまで考えられないような異常気象が地球規模で起きています。

今まで災害のなかった地域が、突然の災害に見舞われて呆然と立ち尽くしている人たちのニュース映像を目の当たりにして、比較的災害の少なかった本町にとっても他人事とは思えません。

これに加え、先日のミサイルが発射されたとの緊急情報が流されたところでもあり、町民の間に災害などに対する漠然とした不安が

増しています。

国民保護、異常気象、地震などの緊急情報を受けた際の町の危機管理体制はどのようなものになっていますか。

町長 北朝鮮のミサイル発射・台風や局地的豪雨、熊本における地震など、近年、国民保護や自然災害の対応が増加しているところであり、昨年、北海道に上陸した三つの台風や本年7月16日に発生した局地的豪雨は、本町に大きな被害をもたらしました。

本町では、ミサイル発射などに対応する国民保護においては国民保護計画、風水害・地震などの自然災害については地域防災計画、水防計画を基に危機管

理体制を構築しています。

基本的な流れとしては、発生または発生が予想される場合、防災担当者を中心に情報の収集や入手に努め、初動体制、警戒体制、対策本部の順に危機管理体制のレベルを高めていくこととしています。

なお、本町で一番身近な災害である風水害においては「防災に関する初動体制マニュアル」を作成しており、効率かつ迅速な初動体制を構築し、被害の軽減に努めていくこととしています。

ますが、携帯電話を持たない人たちへの周知方法はどのようなものになっていますか。

町長 本町では、携帯電話を利用した周知方法として、緊急速報メールや町独自で配信する防災メールで周知を行っています。

携帯電話以外では、テレビ、ラジオ、固定電話、FAX、広報車や消防車による広報、町ホームページ、町内会・実践会・自主防災組織と連携した情報伝達、消防機関および職員による臨戸訪問など、状況や緊急度に合わせた伝達方法を利用して携帯電話を持たない方も含めて周知していきます。

河端 ミサイル発射の緊急速報メールが携帯電話に届き、ミサイル発射から10分ほどで北海道上空に到達してい

ますが、本町の考えをお聞かせください。

町長 本町は同報系の防災無線システムが整っていないので、消防と連携しサイレン吹鳴を検討していきます。

教育長 学校現場では臨時の校長会を開き、登下校時、授業中などの対応について協議しさまざまな危険な事案について子どもたちに指導をするなどの対応に努めています。

河端 町内にも大雨や地震の際、崖崩れや洪水の恐れのある箇所がハザードマップで示されていますが、地域住民への避難の周知方法はどのようなものになっていますか。

町長 町内に土砂災害危険箇所が13カ所あり、周辺の居住者および企業、学校には緊急時の連絡先に個別に避難情報を周知することとしています。

※一口メモ

緊急速報メールとは

国民保護や災害での周知手段の一つです。

住民が生命の危険に脅かされる恐れがあると判断した国や自治体、携帯電話事業者を通じて、緊急情報を一斉に配信するシステムです。

災害等発生、あるいは発生の恐れがある地域にいる受信可能な携帯電話に、警告音とともに自動的に配信されます。

本町でも8月と9月の2回、北朝鮮によるミサイル発射に伴う情報が配信されました。

全国自治体フォーラム本町開催の意義は

町長 ▼ 行政実践など全国にアピールできること



工藤 議員

る。

工藤 フォーラムの規模や内容は。

町長 開催日程や関係自治体の事情により変動もあるが、200人規模で、内容は記念講演、分科会、交流会、シンポジウム、アピー

工藤 フォーラムの規模で、内容は記念講演、分科会、交流会、シンポジウム、アピー

町長 来年七月中旬の

週末を予定しているが、内容と合わせて事務局側と詰めていきたい。

工藤 町民への周知と理解をどのように考えているのか。

町長 地元特産物をアピールする機会など、多くの町民参加のできる機会を設けることでフォーラムの理解が深められると考えている。

工藤 開催に向けたスケジュールは。

町長 来年七月中旬の

第6期計画の現時点での評価と課題は

町長 ▼ 医療連携生活支援サービスの拡充が課題

工藤 現在、第7期介護保険事業計画策定が進められていると思うが、第6期計画の現時点での評価と課題は。

町長 現時点での評価としては「訪問リハビリテーション」と「在宅療養管理指導」の伸びが計画を上回って推

移しているが、施設サービスを含めほぼ計画どおりの利用状況である。課題としては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的視点に立った「地域包括ケアシステム」の構築を進めているが、特に医療連携・

生活支援サービスの拡充において体制を整備

中で、第7期に向けての課題と考えている。

工藤 第7期計画は「改正介護保険法や地域医療構想を踏まえた計画に」とあるがその内容は。

町長 本町計画に係る部分として、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進」として介護予防・重度化

防止等の取り組み内容と目標を記載すること、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等」だが、内容については策定委員会での検討が必要。

また「2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする」という規定が整備された。

第7期基準月額を4,900円と見込んでいるが、人口推移、制度改正に伴うサービス負担額の推移などを修正し策定委員会で協議することになり、これらの算定になる。

利用者負担については、年金収入が340万円以上が3割、280万円以上340万円未満が2割となる。

3割負担が14人、2割負担が7人と見込まれる。

第3回定例会は、10名の傍聴がありました。

議会を傍聴してみませんか。

平成29年第4回定例会は
12月中旬に開催する予定です。

議会中の議場(役場2階)の様子は役場1階町民ホールテレビでも放映しています。
議会傍聴に関するお問い合わせは、議会事務局へ
☎47-2184

一日でも早いハイヤー利用サービス事業の充実を

町長 ▼ 30年度の予算計上できるか検討したい



余湖 議員

余湖 今年度充実させた「利用枚数の倍増」の効果は。

町長 8月末時点の実績は登録者が385人で、前年度と比較して約14%増、町内会地区約25%・実践会地区約8%の増となっています。利用実績については、906回で約4%の減、町内会地区50回約18%の減、実践会地区856回、約3%の減となっています。本年度は相乗り制度を拡充したことにより単独での利用が少し減っていますが予想されますが前年度とほぼ

同様の傾向と捉えています。

余湖 3月定例会で30年度に向けた内容充実に対しての考えを話して、検討の参考にしてもらおうお願いをしたが何か内容充実の考えは。

町長 3月定例会での一般質問の提案につきまして、参考意見として受け止めさせていただいた中、老人クラブ連合会、若がえり学級や介護保険で実施している協議体でのハイヤー路線バスの利用方法の周知に合わせて意見なども聞き、今後の制度拡充への検討を進めています。

余湖 ハイヤー事業についてもっと乗りやすい利便性のある、高齢者が乗ってみたいと思

う施策の考えは。

町長 老人クラブ連合会の中では現状制度のまままで続けてほしいというのが大きな意見でしたが、協議体の中では、現状の基本料金の半額程度で町の高齢の方が乗れる制度がどうかというところは出されてきました。

余湖 今、この冬に向かって困る75歳以上の方に対して、早急な考えはないのか、一歩進んだ充実を望むが。

町長 3月の答弁のとおり、今年度は「相乗りの拡充」をもって対処することとしていますので、検討はしていますがこの場で返答できる状況になっていないということです。

余湖 一日でも早く一

月でも早く、できれば10月、遅くても12月、この冬に使えるようなものにしてもらうことが望みだが。

町長 足の確保の問題で言うともう一歩進めなければいけないというのは共通認識です。

ただこれについてはもっと時間をいただきましたと思います。

30年度の予算で計上できるのかわかりませんが、できるだけという方向で検討していきますが、議員の意見も伺いたいと思います。



一般質問の記事掲載について

一般質問の記事については、一質問者につき2問までを掲載し、内容を要約しています。

その他の質問事項や詳しい内容については、会議録をご覧ください。

会議録は図書館に備えてあります。また、町ホームページ(<http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/>)にも掲載しております。

なお、会議録公開については、議会終了後3か月程度の期間を要します。

小中一貫教育の先進事例の評価は

教育長 ▼ 実施は少数だが成果は表れている



山田 議員

教育長 ▼ 育が約14%、連携教育を含めると約85%になる。全国は一貫教育に向かっていると思うが認識は。

山田 子どもの心身を巻き環境や心身の発育は変化を続け、義務教育9年間の多様性と柔軟性が強く求められ、小中一貫教育は時代の要請と考える。まず、小中連携教育と小中一貫教育の違いは何か。

教育長 連携教育は、児童生徒の情報共有や交流活動を通じ、小学校の円滑な接続を目指すし、一貫教育は、9年間を通じた教育課程を編成し系統的な教育を行う点が違うと認識している。

山田 全国の約1,720市町村中、一貫教

山田 小中一貫教育が求められている背景や理由は。また、わが町の児童生徒の状況を比べた場合の認識は。

教育長 子どもたちが着実な成長を積むため、小中学校の教職員が9年間の全体像を把握して教育に取り組む重要性が増した。また、中学校進学の際、学習や生活環境、人間関係などの課題への対応などが小中一貫教育導入の背景だと認識している。

山田 連携教育の積み重ねの先に一貫教育があると考えているが、一貫教育の目標は。

教育長 義務教育の柔軟性と多様性により、生きる力と確かな学力を育む。系統的、安定的な9年間の教育のため、将来的には一貫教育は必要だと思ふ。

山田 私は、一貫教育の目的を

- 心身の早い発達に対応
- 心身が豊かで強い人間力を育む
- 青少年期へスムーズ

山田 先進地の小中一貫教育の主な実践事例に対する感想や評価は。

教育長 小中一貫教育の実施は道内1市14町で、管内では一体型の「知床ウトロ学校」と施設分離型の「小清水小、中学校」がある。まだ取り組みは少数だが、9年間を見据えた教育課程により成果が表れているようだ。

山田 現時点の小中一貫教育の検討状況と実施する場合の課題は。

教育長 大きな課題は、教員免許の小中併有、

に橋渡し
○ コミュニケーション力や協調性を育む
○ 基礎学力・応用力・創造力を養う
などと考えるが認識は。

教育長 示された目的も含め、まず地域力等によるコミュニティスクールを導入し学校力を高めるなど調査・研究していきたい。

山田 新しい取り組みで全体の底上げをすることが大事。効果的なプログラムとして、小学高学年が中学校の運動会や文化祭などを参観し感動したり、小中合同のいじめ防止策や小中教員の相互乗り入れ授業などがあるが、やがてやってみたいプログラムがあれば紹介を。

※ 山田議員は、この他に「パブリックアートのまちづくりについて」の質問をしました。

請願、陳情される方へ

国や道、町などに意見や要望がある場合は、どなたでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。

請願書や陳情書を提出される方は、書式例を町ホームページに掲載しておりますので、参考に作成してください。

分からないことがありましたら、議会事務局までお気軽にご相談ください。

(<http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/gikai/seigan.html>) 議会事務局 ☎47-2184

地域商業の活性化は

町長 ▼ にぎわいある商店街づくりに各種支援を実施



議員 堤

堤 空き店舗が散見され空洞化が進行している既存商店街は、非情に厳しいと思うが、

町の振興のためにも中心部ににぎわいは不可欠と思う。にぎわいある中心商店街づくりをどう考えているのか。

町長 さまざまな背景により、集客力や消費購買力の低下を招き、一部廃業などで空き店舗も見られる。これらの現状も踏まえ、少しでもにぎわいある商店街づくりの一つとして、空き店舗を利用する店舗出店支援事業や店舗改修事業などの支援を

している。また町民を中心商店街に呼び込む施策として、ふるさとまつり前夜祭や、商工会・商工会青年部が中心となり実施している各イベントが、今後とも継続かつ充実するよう期待している。

堤 空き店舗が多くなる理由の中で、後継者がいない理由の廃業が多い状況だと思う。後継者問題の難しさについてと、事業所の数・中心街のにぎわいは、町の活力のパロメーターとならないかを伺う。

町長 まずは現在町内で営業維持されている53店舗に、心からお礼と感謝を言わなければならぬ。店を維持することの厳しい状況を

中、今なお頑張っている皆さまの力なくして、これからの中心商店街の発展はない。また、商工業の厳しさが今も続いているのは事実。私たちの仕事は、消費者の要請にも答えていかなければならない。今のシテイを受け入れ、そして共存していく、地域住民の方々が安心して物を町内で買えるという状況をつくってきた経緯がある。

後継者がいない、これ以上この町で店を継がすことはできないという状況があると思う。これからの問題として今経営を継いでいる方々が、借金も含め自分の息子に「この店を継げ」と、「継がなきゃならない」という決

意もこれからは必要になると思う。経営とは何か、それは資金をどうするかということ。借金を含めて資金をどうするかという考えを

持たないと立ち行かなくなる。後継者の問題はまず親子で、会社内で、小型店舗の中で、自分の息子や娘に「店を継い



でくれ」と、「店を継ぐべきだ」と言い切れる状況を切り開くこともこれからは非常に重要になると私は思う。

堤 「小規模企業振興条例」の目的や基本原則をどのように反映させるのか。また事業者にとって条例制定の持つ意味をどのように捉えているのか。

町長 町が制定しようとしている条例は、町、事業者、商工会、町民、関係機関の責務を明らかにし、地域経済の活性化、雇用を支える担い手として重要な認識のもと、企業者自らの創意工夫、自主的努力を尊重し施策の計画的推進や持続的発展が図られるようにすること。また条例制定の目的は、現在ある商工業を減らすことなく、持続的な発展をさせていくためのものと考えている。

「米太郎」はなぜ入札によらないのか

教育長 ▼ 生産者との契約栽培による



川村 議員

同購入価格との差ほどの程度か。

川村 町内で生産されている米の「米太郎」を使っているが、入札ではないのはなぜか。

教育長 学校給食のお米は、従前は北海道給食会から納入していたが、平成12年度から地場産物である米太郎を一部使用し平成19年度から全量使用していません。入札を執行しない理由としては「米太郎」の生産集団である米太郎倶楽部との契約栽培により生産者との直接取引引きをしていることからです。

教育長 平成29年度で「米太郎」がキロ当たり329円、北海道学校給食会からの共同購入で310円。価格差は19円となっていますが、食育における地場産物の活用や保護者からの要望、稲作の振興などの観点から「米太郎」を使用しています。また米太郎倶楽部では、毎年小学校での稲作体験活動を受け入れ、学校教育における食育の推進に積極的に協力していただいています。

川村 米太郎栽培における農薬の使用量は、**教育長** 米太郎倶楽部については、安心・安全な農作物の生産を目指す活動を展開している訓子府クリーン農業推進協議会の一員であり、良質な土づくりと減農薬栽培に力を入れている組織です。「米太郎」の栽培における農薬等の使用量については、北海道の基準と比較し、化学肥料では約3割減、化学合成農薬の使用では約5割の減であることから減農薬栽培の基準に適合する栽培方法です。

川村 「米太郎」の安心・安心は担保されているのか。
教育長 給食でいうと安定的に食材が供給されて、子どもたちの安全で安心な給食を提供することと、思っているところでは、安心・安心が何かと考えたときに「米太郎」は農薬を5割減した中で生産者が生産して納入しています。地場産物で、生産者の顔が見えることが安心で安全なお米と、思っているところです。

※川村議員は、この他に「入札について」の質問をしました。



「議会だより」について ご意見をお寄せください。



議会に対するご意見や、議会だよりを見て感じたことなどどんなことでも結構です。

どうぞ議会事務局(役場2階)までご意見をお寄せください。

☎47-2184・FAX47-2600 ✉gikai@town.kunneppu.hokkaido.jp

議決した意見書

議員提案により次の意見書案が提出され、原案のとおり可決し、政府関係機関に意見書を提出しました。要望事項の主な要旨は次のとおりです。

◆地方財政の充実・強化を求める要望意見書

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体にも配慮した段階補正の対策を講じること。
同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。
8. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

◆林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

1. 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的ななかかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

議会改革・まちづくりを学ぶ

「開かれた議会」を大きな目的とした議会基本条例の制定を目指している本町議会は、昨年にも議会改革を中心にした道内行政視察研修を実施しました。7月5日の栗山町議会での研修に続き、今回は、議員の自主研修として8月23日と24日に訪れた道南の福島町と黒松内町の研修報告をいたします。福島町議会では「議会改革・議会基本条例」について、黒松内町では「移住・定住」「まちづくり基本条例」についてそれぞれ研修しました。参加した9名の議員のうち産業建設常任委員会の5名が報告します。

「道南研修に学ぶ」

上原 豊茂

町それぞれの歴史の中で、行政・議会・市民の関わりが生まれています。

他人のものを欲しがるのではなく、足元をしっかりと見て、議論をし、議員としての認識を共有する努力が必要です。議会の改革やまちづくりは、今までの研修の中で得たものかどうか。未来に向かって無限に進

化できる土台づくりだと痛感しました。

議員として町民の思いを受けながらも点を線とし面として判断すべきで、個々の思い込みや利害をどれだけ排除できるかが問われます。

町民から支持される議会活動が継承されることを念頭に議会基本条例制定に向け最大限の努力をすることです。

道南を最終の研修地とした意義が現れると思っています。



福島町議会

議会改革 山田日出夫

特に感心したのは、流行のように規定される「議会モニター制」（ご意見番）と「議会サポーター制」（協力者）を採用せず、特定の課題を諮問する「諮問会議」を設置したことです。住民代表の議会の

他に別の代表であるモニターやサポーターを置くことの矛盾や心配を避けた点は参考になりました。

本会議で質疑と討論の間に「意見交換」と「議員間討論」を行い「合意形成に努める」という規程ですが、「十分な議論に努める」とすべきで、条例全体の表現に違和感もありました。

「一般質問」は、1週間前通告、3日前答弁書配布、質問回数・時間無制限で進歩的ですが、「事前調整」につながる心配もあり、疑問も残ります。

全体的に賛否項目が相半ばし、結果として勉強になりました。

福島町・黒松内町

道南自主研修報告

議会改革 工藤 弘喜

事前学習で「通年議会制度の導入」や「議会白書作成」などさまざまな改革の実践をしていることを学び、一定程度の知識をもつて、溝部議長、平野副議長、平沼議運委員長のお話しを聞かせていただいたが、いずれも議会改革に向けた姿勢に既成概念に縛られない発想と強い意志を、改革の内容以前に強く感じました。同時に、このように私たちを圧倒する強い意志で改革に取り組む背景には何があるのかと思つた次第です。

「議会の評価」「議員の評価」「傍聴人の討議参加」「文書質問制度の導入」等々の改革がどのような効果を上げているのか、町民の評価も含めてもう少し聞いてみたいと思いました。

黒松内町議会

まちづくり 須河 徹

「議会の主役は議員」「住民が参画する議会」「変化を恐れない議会」

の三つの視点に立つて改革を進める福島町議会から私たちはどう学ぶのかが求められていると思われました。

黒松内町では、「まちづくり(定住・移住)」「まちづくり条例」の「まちづくり」を進め

ています。牧歌的な風景を求め移住を考える方に多くの情報を発信し、「お試し移住体験ハウス制度」があり、年間7件ほどの移住相談があります。若者の移住・定住には、住宅のほか仕事の確保も課題のようです。

野別の基本的計画や公共施設の計画策定・変更などがあり、公共施設の計画などでは、新設で1億円以上、改修で5千万円以上など数多くの参加機会があります。また、意見や提案の場として、パブリックコメントも募集しています。



まちづくり 河端 芳恵

「ブナ北限の里」として知られる黒松内町は、76%を森林が占める人口2,924人の町です。

平成15、16年に2町による合併協議の過程から自己決定、自己責任による「まちづくりルール」の必要性を認め、平成18年「みんなで歩むまちづくり条例」を制定しています。町民参加を田舎づく

元衆議院法制局参事 吉田利宏氏を招き

議会基本条例研修会を開催しました

議会活性化特別委員会は、9月15日に議会委員会室で「活性化研修会～議会基本条例研修会」を開催しました。

講師に元衆議院法制局参事の吉田利宏氏（東京都在住）を招き、本町議会が制定を目指している議会基本条例についてのアドバイスを受けました。

吉田氏は「議会基本条例の定め方・活かし方」をテーマに、前半は「議会基本条例を定める意義」や条例を「定める視点・活かす視点」について、条例制定への熱意、制定後の議会改革の不断の実践など、決意と覚悟の大切さを強調しました。

後半は、本委員会が議論中の条例案について「文言一つで解釈が変わる」ことや各条文の制定後の発展策の議論の大切さなども強調していました。

本委員会では、11月中旬にも再度吉田氏に来町願ひ、条例の最終点検などの研修を行う予定です。



議会活性化特別委員会 議会基本条例の制定に向けての経過

議会活性化特別委員会では、平成28年度から議会改革の中心となる「議会基本条例」の平成30年3月制定に向けた議論を本格化させるとともに、道内外先進議会の視察や東京や札幌の専門家を招いての研修会も開催しています。

議会改革や議会基本条例については、これまでも議会だよりや議会報告会で説明させていただいていますが、基本条例は、議会と町民の皆さんとの距離を縮め、「町民に開かれた信頼される議会」を目指す「約束」であり、議会および議員がさまざまな活動をとおして、情報の提供・公開をし、また、皆さんのご理解とご協力を得ながら、共に訓子府町の「持続的で豊かなまちづくり」を進めていくことが目的です。

議会と議員の決意を示し、開かれた議会により近付けるための条例づくりに活発な議論を繰り広げています。

ひとことインタビュー

議会を傍聴された方に
感想を聞いてみました

◆議会傍聴のきっかけは？

議会だよりで議会の動きは大体わかりますが、生のやりとりをこの目で確認したいと思いました。

◆傍聴した感想は？

一般質問の質問と答弁がかみ合っていない印象です。答弁は質問の思いをくみ取り一致点を探るべき。

質問も同じことを聞くのではなく、かみ合うよう工夫するとういと感じました。

◆議会に望むことは？

日ごろ、議員個々の情報発信が少なく活動が見えにくいと感じています。例えば「議会報告会」を分散開催するなど、町民との交流を検討してはいかがでしょうか。

広報研修会（札幌市）

時代に合った広報紙に

西森 信夫

今年の研修会は8月 アナリストの吉村潔氏
22日ポールスター札幌 で、「議会がもつと身
を会場として全道から 近になる広報紙づくり
108町村、541名 へ」と題するクリニッ
クが参加しました。講師 クが行われました。道
は、エディター・広報 内10町村の議会広報紙



についての分析があり、その中で「議会広報は町民にとって専門用語が多くわかりにくい」という指摘があるが、ここ4～5年は、定例会報や議会報告も兼ねたわかりやすい広報に変わりつつある」という報告や広報紙づくりの手法、考え方など具体的なアドバイスが示されました。

全体をとおし、長年議会広報紙が発行されていますが、時代に合った読みやすくわかりやすい紙面にしていくとともに、字の大きさやレイアウト、白黒なのかカラー印刷が良いのか町民目線に立った紙面作りをする努力が不可欠と感じ、今後の広報紙編集に生かしていきたいと思えます。

議会の主なうごき

8月	森委員)	10月
1日 議会運営委員会臨時議会 合葬墓完成式(正副議長)	23~25日 道南先進地行政視察研修(福島町、黒松内町:9議員)	2日 顕彰審議会(議長) 北見地区市町議会正副議長会議(置戸町:正副議長)
4日 教育姉妹町締結30年記念旧茨城県関城町訪問団歓迎セレモニー(議長)	29日 第5回合同石北本線部会(北見市:議長)	5日 総務文教常任委員会(所管事務調査) 産業建設常任委員会(所管事務調査)
5日 くねっぶ静寿園七夕納涼祭(議長)	30日 議会運営委員会 31日 産業建設常任委員会	6日 青少年研修館閉館式(議長)
5~6日 札幌くねっぶ会総会(札幌市:副議長、産建委員長)	9月 1日 総務文教常任委員会 6日 議会活性化特別委員会 8日 敬老祭(議長) 12~14日 第3回定例会 12日 議会運営委員会 13日 くねっぶ静寿園敬老会(議長) 14日 議会広報特別委員会 15日 議会基本条例研修会 19日 宵宮祭(議長) 20日 議会基本条例研究部会 21日 議会広報特別委員会 秋の交通安全街頭パレード(全議員)	9日 議会活性化特別委員会 9日 十勝オホーツク自動車道陸別小利別IC~訓子府IC間開通式(全議員) 11日 議会広報特別委員会 17日 議会広報特別委員会 19日 北網ブロック町議会議員研修会(全議員) 25日 総務文教・産業建設常任委員会(所管事務調査) 30日 北網ブロック市・町議会正副議長会議(正副議長)
7日 陸上自衛隊第5旅団長歓迎会(美幌町:議長)		
8日 産業建設常任委員会所管事務調査(現地調査) 網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会総会・研修会(北見市:議長)		
9日 高齢者スポーツ大会(議長)		
15日 豊年盆踊り大会(議長)		
18日 ふるさと特別大使及びふるさとPR委員任命式(議長)		
22日 議会広報研修会(札幌市:西		

委員会の活動

議会運営委員会

- 8月1日(火)
○ 第2回臨時会の運営方法について協議を行った。
- 8月30日(水)
○ 第3回定例会の運営方法について協議を行った。

- 9月12日(火)
○ 第3回定例会の運営方法について協議を行った。

総務文教常任委員会

- 9月1日(金)
○ 第3回定例会における議案の審査について協議を行った。
- 10月5日(木・25日(水)
○ 所管事務調査を行った。

産業建設常任委員会

- 8月31日(木)
○ 第3回定例会における議案の審査につ

いて協議を行った。

- 8月8日(火)
10月5日(木・25日(水)
○ 所管事務調査を行った。

議会広報特別委員会

- 9月14日(木)
○ 「議会だより」第194号の問題提起、次号の掲載予定記事の確認を行った。
- 9月21日(木)
○ 第3回定例会での一般質問の原稿等を確認した。
- 10月11日(水)
10月17日(火)
○ 「議会だより」第195号の確認作業を行った。

議会広報特別委員会

委員長 山田日出夫
副委員長 堤三樹磨
委員 余湖龍三
川村信夫
西山由美子
西藤弘喜
工藤河端芳

議長 上原豊茂

あとがき

議会だよりをお読みいただきありがとうございます。
第3回定例会が終わり、スポーツセンター解体工事の議決を経て町は、認定こども園建設に続き大型事業のスポートセンター建て替え事業に着手します。
議会は町政と違う立場で、町民皆さまにとってより良い議決ができるよう審議することに心掛けています。その議会の活動を議会だよりでお伝えできるように努めます。
今後ともいろいろなご意見賜りますようお願いいたします。
堤三樹磨